

小型旅客安全講習受講案内

小型旅客安全講習【特定操縦免許】について

旅客船や遊漁船等、人の運送をする小型船舶の船長になろうとする方に必要な資格です。「特定操縦免許」は(小型旅客安全講習)を受講すれば習得できます。講習は、海難発生時における処置や、救命設備に関する内容です。

提出書類

※提出書類は事前に提出してください。(2週間前まで)

- ① 受講申込書 ⇒ hpよりダウンロード可 <http://www.jeistohoku.jp/download/index.html>
 ② 写真(4.5cm×3.5cm パスポートサイズ用 6か月以内) ……2枚 **【修了証明書・免許申請用】**
 ≪*同時申請又は別申請の方は1枚で可≫

- ③ 小型船舶操縦免許証(写)

※船舶免許証記載事項に変更ある方は本籍記載の住民票(1年以内)もご提出願います。

- ④ 受講料受領証の写し ≪振込先≫ 七十七銀行 塩釜支店 普通 5507570

口座名 (株)日本船舶職員養成協会東北

※振込手数料はお客様ご負担となります。

受有している免許	小型一級	小型二級
受講料	¥10,560	¥10,560
教本代	¥910	¥910
申請料等	¥6,500	¥6,300
合計	¥17,970	¥17,770

講習日	2020年1月28日(火)	9:00 ~ 17:00 (集合 8:30)
	2020年3月24日(火)	9:00 ~ 17:00 (集合 8:30)
	2020年5月20日(水)	9:00 ~ 17:00 (集合 8:30)
	2020年7月28日(火)	9:00 ~ 17:00 (集合 8:30)
	2020年9月16日(水)	9:00 ~ 17:00 (集合 8:30)
	2020年11月17日(火)	9:00 ~ 17:00 (集合 8:30)

※全て室内での講習です

講習会場 ・ お問い合わせ先

〒985-0016 宮城県塩竈市港町1-4-1 マリンゲート内

(株)日本船舶職員養成協会東北 (JEIS 東北) (電話) 022-290-3091

※カーナビを利用して来られる方は、必ず住所検索をお願いします。

(電話番号検索ですと別の場所へ案内されてしまう場合がございます。)

※マリンゲート駐車場(P4・P5)をご利用の場合は、講習後サービス券を配布いたします。

当日持参するもの

- ① 筆記用具
 ② 小型船舶操縦免許証(原本を既に提出されている方は必要ありません)
 ③ 印鑑(認印)

◎展張作業がありますので、動きやすい服装でお越しください。

お申込み前に確認してください！

小型船舶操縦免許証の表示方法

小型船舶操縦免許証 第0219041234561号

氏名 海技 太郎
Name Kaiji Taro
昭和33年08月08日生
Date of Birth: Aug. 08, 1988
本籍 東京
住所 東京都千代田区霞が関2-1-3

資格・限定等
二級
若年者(5トン)
特殊
特定(旅客等)

五年有効期満 平成13年08月07日まで
平成21年08月31日まで有効
免許証交付日 平成7年05月18日
免許登録日 平成6年09月14日

国土交通大臣
Minister of Land, Infrastructure,
Transport and Tourism Japan

資格・限定等	
資格により次のように表示	
一級小型船舶操縦士は、「一級」 二級小型船舶操縦士は、「二級」 二級小型船舶操縦士で年齢が18歳未満の場合は、「二級 若年者(5トン)」 二級小型船舶操縦士湖川小出力限定は、「二級 湖川」	
特殊小型船舶操縦士を受有している場合は、この欄に「特殊」と表示	
特定操縦免許(旅客運送のための免許)を受有している場合は、この欄に「特定」と表示	設備や航行時間などの条件が付されている場合は、この欄に「設備等」と表示

(免許証の番号) 通し番号

(若年者限定)
二級小型船舶操縦士で年齢が18歳未満の場合、18歳に達する日の前日

(有効期間)
操縦免許証の有効期間が満了する日

(免許証交付日)
操縦免許証を交付した日

(免許登録日)
新たな資格を取得した日

お客様の所有する操縦免許証の右上「資格・限定等」の欄内を確認してください。
もしその欄内に「特定」という表示がある場合、または海技士免状をお持ちの場合、
この小型旅客安全講習を受講する必要はありません。

お手元の操縦免許証をよくご確認のうえ、お申込みされますよう、よろしくお願ひします。

【参考】一受講資格等について

これから免許取得を目指す方や既にお持ちで失効している方でも受講は可能ですが
免許証については、それぞれ免許取得時及び失効再講習受講後の申請となります。